

自己適合宣言書

高知県生コンクリート工業組合 技術センター幡多試験所は、全国生コンクリート工業組合連合会の認定共同試験場認定規約に基づき、下記の試験項目に対して JIS Q 17025 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」の該当項目に適合していることを宣言します。

〈記〉

指定試験項目

I 製品試験

- JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法
JIS A 1106 コンクリートの曲げ強度試験方法

II 設備管理試験

- ZKT-301 塩化物含有量測定器の検査方法

III 材料受入管理試験

- JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法
JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法
JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法
JIS A 1105 細骨材の有機不純物試験方法
JIS A 1137 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法
JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法
JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実積率試験方法
JIS A 5005 コンクリート用砕石及び砕砂 7.6 粒形判定実積率試験
JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法
JIS A 1122 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法

IV 品質性能試験

- JIS A 1149 コンクリートの静弾性係数試験方法

本適合宣言書の有効期限は、発行年月日から4年とします。

有効期限 2021年4月1日～2025年3月31日まで

高知県生コンクリート工業組合
技術センター幡多試験所

所長 森本 智香男

